

宮広保第 49-4 号
令和 7 年 6 月 16 日

各 位

宮城県後期高齢者医療広域連合
事 務 局 長
(公 印 省 略)

令和 7 年度版後期高齢者医療資格確認書の更新等について（依頼）

後期高齢者医療制度の運営につきましては、日ごろ格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、下記のとおり御留意くださいますようお願い申し上げます。また、周知用のポスターを別添のとおり作成いたしましたので、受付窓口等に掲示していただき、被保険者への周知に御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1 資格確認書の送付について

8 月 1 日に更新されます。各市区町村から被保険者へ 7 月中旬から 7 月末日までに届くように送付します（これまで使用してきました「被保険者証」については、令和 7 年 7 月 31 日が有効期限ですので、8 月 1 日以降は使用できません。）。

※ 8 月 1 日以降、被保険者は窓口において「マイナ保険証」又は「資格確認書」で受診することになります。

2 資格確認書の色について

8 月から、現在の緑色（被保険者証）及びピンク色（資格確認書）からオレンジ色（資格確認書）に変わります。

3 限度額適用・標準負担額減額認定証及び限度額適用認定証について

昨年 12 月 2 日の紙の保険証廃止に伴い、限度額適用・標準負担額減額認定証及び限度額適用認定証の新規発行は終了し、資格確認書の限度区分欄へ併記する方法としております。これまで認定証をお持ちの方で、引き続き交付対象者と判定された方には、限度区分が記載された資格確認書を送付します。

なお、限度区分に記載のない資格確認書をお持ちの方の場合には、これまでと同様に市区町村の後期高齢者医療担当窓口で申請するよう御助言をお願いします。

4 資格取得日について

後期高齢者医療制度においては、75歳の誕生日（65歳以上74歳以下で一定の障害があると認定された方については、広域連合の認定を受けた日）が資格取得日となります。

そのため、月途中で加入される医療保険が変更になる場合がありますので、資格確認書の確認について特段の御配慮をお願い申し上げます。

5 東日本大震災に係る一部負担金免除証明書の取扱いについて

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による帰還困難区域等から避難されてきた被保険者の一部負担金免除証明書についても、8月1日に更新され、令和8年2月28日まで有効期限となります。

対象者の確認については、受診の際に一部負担金免除証明書の提示を受け、御確認くださいようお願いします。

なお、一部負担金免除証明書を失くされた方への再交付等手続については、市区町村の後期高齢者医療担当窓口を御案内くださいますようお願いいたします。

宮城県後期高齢者医療広域連合事務局

給付課／保険料課 022-266-1021

総務課 022-266-1026

令和7年8月1日から

後期高齢者医療 被保険者証(資格確認書)が 新しい資格確認書に変わります!

令和7年7月末まで
みどり

後期高齢者医療被保険者証

有効期限 令和7年7月31日
交付年月日 令和 年 月 日

被保険者番号

住所

氏名

生年月日

資格取得年月日

発効期日

一部負担の割合

保険者番号並びに保険者の名称及び印

宮城県
後期高齢者医療広域連合

印

後期高齢者医療資格確認書

有効期限 令和8年7月31日
交付年月日 令和 年 月 日

被保険者番号

住所

氏名

生年月日

資格取得年月日

負担割合
発効期日

限度区分
発効期日

長期入院該当日

特定疾病区分
発効期日

保険者番号
並びに保険者の名称及び印

宮城県
後期高齢者医療広域連合

印

令和7年8月から
令和8年7月末まで

オレンジ

新しい資格確認書は、
住民票のある
市区町村から
7月中にお届けします。

現在お使いのカバーを、
引き続きお使いください。

※8月1日を過ぎても
資格確認書が届かない場合は、
住民票のある市区町村に
お問い合わせください。

限度額適用認定証

後期高齢者医療限度額適用認定証

有効期限 令和7年7月31日
交付年月日 令和 年 月 日

被保険者番号

住所

氏名

生年月日

発効期日

適用区分

保険者番号並びに保険者の名称及び印

宮城県
後期高齢者医療広域連合

印

限度額適用・標準負担額
減額認定証(減額証)

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証

有効期限 令和7年7月31日
交付年月日 令和 年 月 日

被保険者番号

住所

氏名

生年月日

発効期日

適用区分

長期入院該当日

特定疾病区分

保険者番号並びに保険者の名称及び印

宮城県
後期高齢者医療広域連合

印

限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証について

新たに発行されなくなり、資格確認書の限度区分へ記載する方法としております。
この「**限度区分**」が記載された資格確認書を医療機関へ提示することで、
今までどおり支払額を自己負担限度額に留めることができます。

宮城県後期高齢者医療広域連合

〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目2-3 TEL.022-266-1021 FAX.022-266-1031



資格確認書のだまし取りや
振り込め詐欺にご注意ください。